

災害時等における情報連絡員業務要領

令和3年8月6日
鳥取県危機管理局

1 概要

災害時等において、迅速・的確に災害情報を収集し、県と市町村との円滑な情報共有を図り、相互の調整・連携や現場の状況を踏まえた災害応急活動を推進するため、必要に応じて情報連絡員として県職員を市町村へ派遣する。

2 情報連絡員の派遣

(1) 自動派遣

次のいずれかの基準に該当するときは、該当する市町村の区域を所管する総合事務所長（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域にあっては東部地域振興事務所長、日野郡の区域にあっては西部総合事務所日野振興センター長。以下「総合事務所長等」という。）は、速やかに当該市町村へ情報連絡員を派遣するものとする。

ア 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪又は津波）の発表

イ アの発表基準に相当する降水量又は積雪深が認められた場合

ウ 土砂災害警戒情報の発表

エ 記録的短時間大雨情報の発表

オ 震度5弱以上の地震の発生

カ 津波注意報又は津波警報の発表

キ 市町村が災害対策本部を設置したとき（倉吉市、岩美町又は日野町において災害対策本部が設置された場合にあつては、その際のこれらの市町の配備体制が次に掲げるそれぞれの配備体制以上であるとき。）。ただし、震度4以下の地震の発生の発表のみを基準として、災害対策本部が設置された市町村を除く。

(ア) 倉吉市 非常体制

(イ) 岩美町 第1～3 配備

(ウ) 日野町 第三次非常配備

(2) 判断派遣

総合事務所長等は、次のいずれかに該当する場合であつて、危機管理局長又は総合事務所長等が情報連絡員派遣の必要があると認めたときは、当該市町村へ情報連絡員を派遣するものとする。

(ア) 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。

(イ) 指定河川洪水予報「洪水警報」又は「水防警報(出動若しくは指示)」が発表されたとき。

(ウ) 高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）が発令されたとき。

(エ) 総合事務所長等が所管する区域に顕著な大雨に関する情報が発表されたとき

(オ) 大規模事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

(カ) その他災害等が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

(3) 要請に基づく派遣

総合事務所長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとして市町村から情報連絡員派遣の要請があったときは、当該市町村へ情報連絡員を派遣するものとする。

3 派遣の留意点

(1) 総合事務所長等は、派遣先への移動中も含めて情報連絡員が安全に活動できるよう、安全性の確認に努める。危険と判断した場合には派遣を行わず、危機管理局長へその旨を報告する。

(2) 情報連絡員は、自らの安全確保に最大限の配慮をするよう努める。自ら危険と判断した場合には、引き返すことも含めてまず安全を確保した上で、総合事務所長等への状況報告を行い、指示を受けるものとする。

4 情報連絡員の派遣体制、人数等

- (1) 情報連絡員は、1名の派遣を基本とし、適宜交代させるものとする。ただし、当該市町村の災害規模等の状況に応じ、増員等を行うものとする。
- (2) 総合事務所長等は、情報連絡員を次のいずれかに該当する職員から選任する。
 - ア 派遣先となる市町村の地理に詳しい職員
 - イ 課長級又は課長補佐級の職員
 - ウ その他総合事務所長等が適任と認める職員
- (3) 総合事務所長等は、あらかじめ各市町村に派遣する情報連絡員の順位を定めた名簿を作成するなど、災害時等に速やかに情報連絡員が派遣できる体制を整えるものとする。

5 情報連絡員の役割

情報連絡員の役割及び業務の概要は次のとおりとする。なお、派遣先市町村における現地活動の詳細については、別途、マニュアルを策定して定めるものとする。

- (1) 県への報告
 - ア 災害対応等に係る支援要請の報告
情報連絡員は、派遣先市町村から支援要請等を受けた場合においては、直ちに総合事務所等及び県災害対策本部等へ報告する。
 - イ 一般被害情報の収集・整理及び報告
情報連絡員は、一般被害に該当する被害情報・対応情報等について派遣先市町村から収集・整理し、必要に応じて市町村を代行して総合事務所等及び県災害対策本部等へ報告を行う。
 - ウ その他対応状況等の報告
情報連絡員は、派遣先市町村の災害対策本部での協議内容及び災害対応の状況などを収集し、総合事務所等及び県災害対策本部等へ報告を行う。
- (2) 市町村への伝達・情報提供等
 - ア 県の対応状況等についての伝達等
情報連絡員は、支援要請に関する県の対応状況・結果について、県から情報を入手したときは、直ちに派遣先市町村へ伝達する。
 - イ その他の状況等の情報提供
情報連絡員は、県災害対策本部等資料や報道提供資料等を収集し、県内（他市町村）の主な被害状況・対応状況及び国・県管理施設等の被害状況・対応状況、気象の見込みなどについて派遣先市町村への情報提供を行う。
- (3) 支援実施に関する連絡調整
 - ア 県及び市町村の窓口の確認
情報連絡員は、支援実施に関する市町村の窓口を確認し、総合事務所等及び県災害対策本部等へ報告するとともに、県の窓口を市町村に伝達する。
 - イ 支援実施に必要な連絡調整の実施
情報連絡員は、支援実施に関する事項について、県災害対策本部等または派遣先市町村からの指示等に基づき、必要な連絡調整を行う。なお、支援には他県等からの広域支援によるものも含み、これらの支援機関との連絡調整を行う場合もある。
- (4) 派遣先市町村への助言等の支援
情報連絡員は、必要に応じて県災害対策本部、県災害対策本部地方支部等からの助言等の伝達、災害対応に関する考え方などについての連絡調整を行う。

6 情報連絡員の使用機器

情報連絡員は、「情報連絡員が使用する携行品の市町村保管について」（平成27年3月23日付第201400197571号鳥取県危機管理局危機管理政策課長通知）により市町村保管（日野町分は西部総合事務所日野振興センターで保管）されている衛星携帯電話、モバイルパソコン及び携帯発電機（以下「情報連絡員携行品」）並びにその他の機器を活用して業務を遂行するものとする。

なお、衛星携帯電話、スマートフォン等を利用することにより、モバイルパソコンを県の庁内LANへ接続することが可能となるが、情報連絡員携行品を除く機器及びケーブル等については、総合事務所等がその整備状況、更新時期等により必要に応じて、標準事務費により整備を行うこととする。

7 派遣開始及び終了の手順

(1) 市町村派遣時

ア 総合事務所長等が情報連絡員を派遣するときは、氏名及び連絡先（電話番号）を危機管理局（県災害対策本部等）へ報告する。

イ 情報連絡員は、派遣先市町村に到着したときは総合事務所長等に報告し、総合事務所長等は危機管理局（県災害対策本部等）に報告するものとする。

(2) 市町村派遣終了時

ア 総合事務所長等は、2（1）から（3）の派遣基準に該当しない状況となった場合は、危機管理局長に派遣終了について協議を行うものとする。

イ 協議を受けた危機管理局長は、総合事務所長等に派遣先市町村の状況及び当該市町村の情報連絡員派遣への意向等の確認を依頼する。

ウ 協議の結果、派遣終了することとなった場合、総合事務所長等は情報連絡員に撤収の指示を行うとともに、派遣を終了した旨を危機管理局長に連絡するものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月6日から施行する。